

## 初期消火器具設置費用の一部補助について

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

### 2 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

### 3 申請方法

- (1) 受付期間：令和6年4月1日（月）～9月30日（月）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いいたします。  
※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

### 4 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合  
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合  
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

### 5 お問い合わせ先 ※ 申請要件や書類等のお問い合わせは、お近くの消防署へ御連絡ください。

青葉消防署 (974-0119)	元石川消防出張所 (903-0119)	鴨志田消防出張所 (961-0119)	すすき野消防出張所 (904-0119)
荏田消防出張所 (913-0119)	青葉台消防出張所 (989-0119)	奈良消防出張所 (963-0119)	

#### お問い合わせ先

担当：青葉消防署 総務・予防課 予防係  
山本、川口

電話&FAX：045-974-0119（内線）22、30

## GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

### 1 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

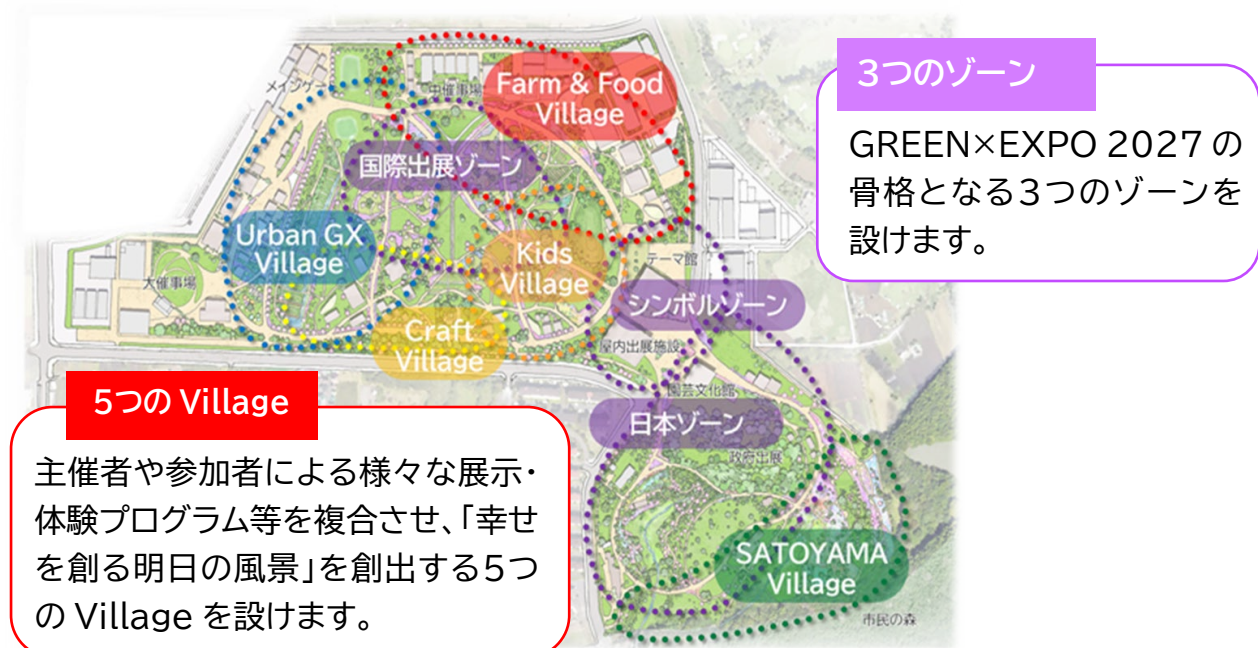
【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

### 3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

#### 4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
連絡先：Tel 671-4627  
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp



# 自治会町内会の行事で食品提供するときの届出

食中毒予防のための

## 行事開催届のご案内



夏祭り等の行事でも食中毒予防は大切です。  
メニューの選び方や主催者として必要な衛生管理についてホームページで確認のうえ、生活衛生課へ行事開催届の届出をお願いしています。

### 動画を見よう

#### 『自治会・町内会の地域行事での食中毒予防について』

- ・地域行事において営業許可を要しないものとするための3つのルール
- ・主催者による衛生管理

#### 《食中毒のリスクを減らすための4つのポイント》

- ①提供メニューの範囲
- ②食品取扱者の選任
- ③食品を取り扱う場所・設備
- ④行事当日の注意事項



### メニューや担当を決めて届出しよう

提出書類 … 行事開催届・出店店舗の配置図・所在地付近の地図・開催チラシ等

提出先 … 青葉区生活衛生課食品衛生担当 青葉区役所61番窓口



#### 出店者情報のまとめに便利な別紙様式をご利用ください

地元商店街へ出店を依頼する場合等出店者が多岐にわたる場合は、出店者ごとに取扱品目を記載いただける**別紙様式**がありますのでご利用ください。



別紙様式に「火気使用機器欄」を設けました。  
消防署への「露店等開設届出書」の開設店等のとりまとめにご活用ください。



消防署への「露店等開設届出書」についてはホームページの『青葉区内でイベントを開催される方へ』をご確認ください



青葉区福祉保健センター  
生活衛生課食品衛生担当

メニューの選び方や食品の取扱いについて  
個別にご相談を受けています

TEL : 978-2463 FAX : 978-2423 email : [ao-eisei@city.yokohama.jp](mailto:ao-eisei@city.yokohama.jp)

# 行事開催届

年 月 日

福祉保健センター長

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。

なお、食品提供にあたっては、保健所の指導に従って衛生管理を徹底し、食中毒等事故防止対策に努めます。

主催者	団体名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先	自宅・事務所等 ( ) 携帯等緊急連絡先 ( )

行事概要	開催場所	横浜市 区
	住所・名称	
	行事の名称	
	開催日時	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) ( 時 分 ~ 時 分)
	行事の種類	ア 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する区民祭、運動会、夏祭り等 イ 市民祭であって市が主催又は共催するもの ウ 神社、仏閣等の縁日祭礼 エ 農協、漁協などの各種団体が主催する農業祭、産業祭等 オ 福祉団体が行う各種行事 カ 企業が地域住民等に対して行う企業祭（工場開放祭等） ただし、企業本来の営業行為の一環として、行事の形態で行う場合は除く。 キ 学校等（保育園、幼稚園含む）が主催する学園祭、運動会、バザー等
	詳細	
開催規模	行事参加人数（想定）：	食品関係出店店舗数：

施設設備	区画	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外テント ( <input type="checkbox"/> 囲い有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	床面	<input type="checkbox"/> 舗装された地面もしくは屋内床面 <input type="checkbox"/> 未舗装 ( <input type="checkbox"/> シート <input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	手洗設備	【給水】 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 蛇口付給水タンク 【排水】 <input type="checkbox"/> 既存排水設備 <input type="checkbox"/> 排水タンク 【消毒薬剤】 <input type="checkbox"/> 薬用せっけん <input type="checkbox"/> 逆性石鹼
	食器	<input type="checkbox"/> 使い捨て容器 <input type="checkbox"/> リユース食器

出店者と取扱品目 (別添可)	調理販売の別	・出店者名 ・食品取扱責任者名 ・催事当日の連絡先	品目名と提供数	・調理：調理方法等を記入 (原材料の下処理から現場での調理方法まで) ・販売：弁当・そうざい類は仕入れ先を記入 (名称・所在地など店舗が特定できる情報)
	調理販売			
	調理販売			
	調理販売			
	調理販売			
	調理販売			

★ 注意事項 ★

原材料や販売する市販品については、購入店舗のレシート等を行事開催後 1 週間以上は保存して下さい。

<関係書類>

- 1 出店店舗の配置図 (開催場所平面図に手洗い等主要設備の配置を記載したもの)
- 2 所在地付近の地図 (案内目標等を記入のこと)
- 3 開催チラシ、パンフレット、実施計画書など概要が把握できる書類
- 4 その他 (必要に応じて添付してください)

出店者と取扱品目について、上記枠内に記載しきれない場合には、別紙にて提出してください。

# 行事開催届 別紙

店舗名	
食品取扱責任者 氏名	当日の連絡先

## 取扱品目1：会場で調理する品目

品目名	数量								
① 会場以外での調理 材料の仕込み (切る・肉を茹でる等)	<p>■仕込み場所：</p> <p>■仕込み内容：</p>								
② 会場に持ち込む 材料	<p>■常温品：</p> <p>■冷蔵品：</p> <p>■冷凍品：</p> <p>■冷蔵・冷凍品の保管方法 【クーラーボックス・その他（ ）】</p>								
③ 会場での調理工程 供食前加熱 (炒める・加温する等)	<table border="1"> <tr> <td>火気使用機器</td> <td>火気使用機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有・無</td> <td>使用燃料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火方法</td> <td></td> </tr> </table>	火気使用機器	火気使用機器		有・無	使用燃料		消火方法	
火気使用機器	火気使用機器								
有・無	使用燃料								
	消火方法								

## 取扱品目2：会場で調理しない品目

品目名	数量
仕入れ先* (営業所名称、住所)	
包装・表示	<input type="checkbox"/> 包装され、食品表示があるもの <input type="checkbox"/> 包装されていないもので、現地で袋等の容器に入れて提供する

※弁当・そうざい類は仕入れ先を記入（営業所名称、住所など店舗が特定できる情報）



店舗名 <b>〇〇子供会</b>	
食品取扱責任者 氏名 <b>横浜 あおば</b>	当日の連絡先 <b>090-0000-0000</b>

取扱品目1：会場で調理する品目

品目名	焼きそば	数量	100食								
① 会場以外での調理 材料の仕込み (切る・肉を茹でる等)	<p>■仕込み場所：<b>〇〇町内会館</b></p> <p>■仕込み内容：  <b>行事開始1時間前から始める。</b>  <b>もやし、キャベツを流水で洗う。</b>  <b>キャベツを一口大に切り、冷蔵庫で保管。</b>  <b>豚肉（〇〇精肉店でカット済み）をボイル後、小分けして放冷し、冷蔵庫で保管。</b></p>										
② 会場に持ち込む 材料	<p>■常温品：<b>ソース（市販品）、青のり（市販品）、なたね油（市販品）</b></p> <p>■冷蔵品：<b>麺（市販品）</b>  <b>もやし、キャベツ、豚肉（①で仕込んだ材料）</b></p> <p>■冷凍品：<b>なし</b></p> <p>■冷蔵・冷凍品の保管方法  <b>【ターラーボックス・その他（ ）】</b></p>										
③ 会場での調理工程 供食前加熱 (炒める・加温する等)	<p><b>鉄板に油をひき、豚肉、もやし、キャベツ、麺を入れて炒める。</b>  <b>ソースで味付けをする。</b>  <b>使い捨て容器に盛り付け、青のりをかける。</b></p> <p><b>※消防署への「露店等開設届出書」の開設店等のとりまとめにご活用ください。</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">火気使用機器</td> <td style="width: 25%;">火気使用機器</td> <td style="width: 50%;"><b>ガスコンロ</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <input checked="" type="radio"/>有・無             </td> <td>使用燃料</td> <td><b>LPG (5kg)</b></td> </tr> <tr> <td>消火方法</td> <td><b>消火器</b></td> </tr> </table>			火気使用機器	火気使用機器	<b>ガスコンロ</b>	<input checked="" type="radio"/> 有・無	使用燃料	<b>LPG (5kg)</b>	消火方法	<b>消火器</b>
火気使用機器	火気使用機器	<b>ガスコンロ</b>									
<input checked="" type="radio"/> 有・無	使用燃料	<b>LPG (5kg)</b>									
	消火方法	<b>消火器</b>									

取扱品目2：会場で調理しない品目

品目名	お好み焼き	数量	50個
仕入れ先* (営業所名称、住所)	<b>〇〇スーパー 青葉区〇〇町〇〇〇-〇-〇</b>		
包装・表示	<input checked="" type="checkbox"/> 包装され、食品表示があるもの <input type="checkbox"/> 包装されていないもので、現地で袋等の容器に入れて提供する		

※弁当・そうざい類は仕入れ先を記入（営業所名称、住所など店舗が特定できる情報）

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和7年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費100万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和7年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）令和6年度の変更点

- ・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	<b>125,000円/㎡</b> <b>かつ 1,500万円</b>
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	<b>630万円</b>
耐震補強工事	1/2	300万円	<b>380万円</b>
修繕	1/2	200万円	<b>250万円</b>

- ・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

#### 4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】区役所の指定する日（令和6年7月頃の予定）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

#### 5 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp
--

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。**

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。  
会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。  
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。  
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。  
なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関(取扱金融機関)

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行  
※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。  
公園集会所の場合、購入は除きます。  
※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。  
(1) 法人格を有する自治会町内会であること(下記「自治会町内会の法人化」参照)  
(2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。  
なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

## ◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



## 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

### 3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

#### 【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

### 4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

**【補助対象】**

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合(※)

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

**【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】**

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。  
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

**【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】**

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課  
担当 松永、高橋、石栗  
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734  
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp



# お気軽にご相談ください

導入費用の2/3を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

## 建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) 横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、  
付帯工事の有無、注意点  
など

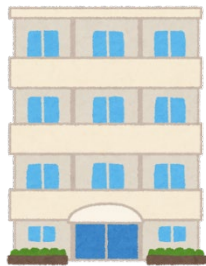
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について  
聞きたい！  
申請方法がわからない…  
は、こちらへ

# マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、  
マンション管理組合が管理する集会室でも、  
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合  
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

## 補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が  
活動の拠点(会館)  
として利用

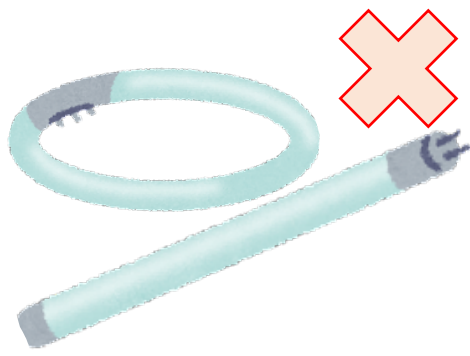
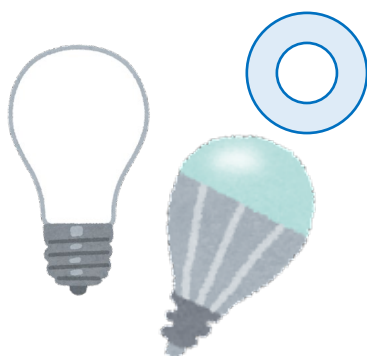
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する  
管理団体(マンション管理組合など)と  
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、  
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

# 電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ  
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は  
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

# あおば スタート補助金

活動のスタートを応援します！



## 令和6年度事業募集

### ✿ 求める取組

自治会町内会と連携・協力して実施する、  
青葉区内の地域課題の解決につながる取組

### ✿ 補助金額

初年度：上限30万円（補助対象経費の9/10上限）

2年度目：上限15万円（補助対象経費の1/2上限）

### ✿ 募集期間

令和6年11月30日（土）まで

（※予算上限に達し次第終了）

問い合わせ先 青葉区 地域振興課 地域力推進担当

電話：045-978-2286 FAX：045-978-2413

Eメール：ao-chiikiryouku@city.yokohama.jp

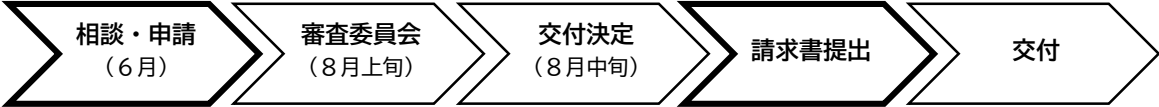


あおばスタート補助金



申請にあたっては、必ず事前に青葉区地域力推進担当にご相談ください。

## 令和6年度あおばスタート補助金 募集要件

対象団体	<ul style="list-style-type: none"><li>❁ 下記のすべての要件を満たすもの</li><li>○ 2人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていない団体</li><li>○ 民主的な意思決定の場がある団体</li></ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>❁ 下記のすべての要件を満たすもの</li><li>○ 青葉区内の地域課題の解決につながる事業</li><li>○ 実施する地域の自治会町内会の了承が得られたうえで、当該自治会町内会と連携・協力して実施する事業、又は実施する事業の地域の自治会町内会が主催する事業</li><li>○ これからはじめる事業又は既存の事業の改善や見直しを行う事業</li><li>○ 課題とその解決手法が明確に提示されている事業</li><li>○ 自主的・主体的に企画及び実施する事業</li><li>○ 令和6年度中に実施する事業</li><li>○ 令和6年度以降も継続的に取組もうとしている事業</li></ul> <p>※ 次に該当する事業は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業</li><li>○ 政治的又は宗教的な宣伝の意図を有する事業</li><li>○ 他の補助金等の支援を受けている事業</li><li>○ 公序良俗に反するなど、支援の対象として適当でないと認められる事業</li></ul>
対象経費	<p>申請日以降から令和7年3月31日までに支出する事業に要する経費を対象とします。ただし、次に掲げるものは対象としません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 施設などの維持管理に関する経費</li><li>② 親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付、直接組織の運営・活動にかかる経費</li><li>③ 申請団体に所属する者への謝金</li></ul> <p>※ 対象経費一覧については、青葉区ウェブサイト内の「あおばスタート補助金交付要綱」をご確認ください。</p>
補助期間	連続する2か年度を限度とします。 ※ 各年度ごとに申請が必要です。
補助金額	初年度：補助対象経費の9/10を限度に、30万円を上限として区長が決定 2年度目：補助対象経費の1/2を限度に、15万円を上限として区長が決定
申請期間	令和6年11月30日（土）まで（予算上限に達し次第終了） （※令和6年度青葉みらいづくり大学校の受講生が同年度内に実施するマイプランに限り、令和7年1月末日まで（予算上限に達し次第終了））
交付決定方法	申請書提出後、審査委員会にて申請内容を審査した上で、補助金交付の可否及び補助金交付金額を決定します。
審査項目	① 必要性 ② 主体性 ③ 実現性 ④ 継続性 ⑤ 将来性 ⑥ 創意工夫
交付までの流れ	例：6月に申請した場合の目安（太枠…申請者、細枠…区） 
申請方法 （※要事前相談）	青葉区ウェブサイトにて、「あおばスタート補助金交付要綱」を確認の上、掲載している申請書等に必要事項を記入し、郵送、Eメール又は直接提出してください。 【提出先】 青葉区 地域振興課 地域力推進担当（青葉区役所4階74番窓口） 住所：〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31番地4 Eメール：ao-chiikiriyoku@city.yokohama.jp



令和6年4月22日

地区連合自治会・町内会長  
自治会・町内会長

青葉区地域振興課長

## 自治会・町内会経理担当者向け研修会の開催について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから住民組織の代表として地域社会において多方面にわたりご尽力をいただくとともに、市政・区政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自治会・町内会の経理担当者向け研修会を、下記の日程で開催いたします。事前申込みは不要ですので、ぜひご参加ください。

1 日 時 令和6年5月18日（土） 10:30～12:00

2 会 場 青葉区役所 4階 会議室  
（青葉区市ケ尾町31-4）

3 内 容 ・地域活動推進費補助金について  
・地域防犯灯維持管理費補助金について  
・「町の防災組織」活動費補助金について

青葉区地域振興課地域活動係  
電話 978-2291  
（担当）久保

連合自治会・町内会長 各位  
自治会・町内会長 各位

青葉区区政推進課長

### 説明会でいただいた「特別市」の主な質問についての考え方について（ご報告）

日頃から、青葉区政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年9月23日（土）に開催した「大都市制度「特別市」に係る地域説明会」では、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

このたび、全区での説明会が終了し、政策経営局（元政策局）において、市民の皆さまからお寄せいただいた「特別市」に関する主な質問についての考え方をまとめましたので、情報提供いたします。

#### 添付資料

- ・説明会でいただいた「特別市」の主な質問についての考え方

#### 【問合せ先】

青葉区区政推進課 谷藤・丹沢  
電話：978-2216

（特別市に関すること）

政策経営局制度企画課 山口・鈴木  
電話：671-2952

## 説明会でいただいた「特別市」の主な質問についての考え方

横浜市が早期法制化を目指す「特別市」の制度骨子等については、横浜市会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」にまとめています。市民の皆様からお寄せいただいた「特別市」に対する考え方は以下のとおりです。

質問	横浜市の考え方
特別市になる必要があるのか。	<p>人口減少と少子高齢化の影響が今後顕著となることが見込まれる中で、国全体として、行政の無駄をなくし、より良い行政サービスを提供していくことが必要です。</p> <p>その上で、横浜市などの大都市については、市と県の二重行政による非効率な行政サービスの提供などの課題があり、指定都市制度の見直しは喫緊の課題であると考えています。</p> <p>総理大臣の諮問機関である地方制度調査会では、「特別市は全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、『二重行政』が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する」と指摘されています。</p>
二重行政の解消方法は、特別市への移行しかないのか。	<p>指定都市制度が抱える二重行政を解消する方法として、特別市制度のほかに特別区設置制度（いわゆる都構想）があります。この制度は、指定都市を廃止して特別区に再編し、道府県に広域事務・権限等を一元化するものです。</p> <p>なお、特別区設置制度に移行し、横浜市を廃止することは、横浜市の強みである大都市の一体性や18区の個性を失わせることになるため、「特別区」ではなく、「特別市」の実現を目指すこととしています。</p>
特別市に移行すると「横浜県」になるのか。	<p>特別市は、都道府県の区域に含まれない、今の日本にはない地方自治の制度です。「横浜県」ではなく、「横浜市」として、現在、市域内で県が所管している事務も担っていくのが特別市です。</p>
特別市になると区はどうなるのか。	<p>特別市になっても横浜市の18区が変わることはありません。</p> <p>現在、市域内で県が所管している事務も特別市が担うことになるため、区役所の役割や予算を拡大し、地域の活性化につなげていきます。</p>
特別市の区長は選挙で選ばれるのか。	<p>区長の選任は、市の意思決定機関として市民の代表で構成される議会の同意を得た上で、市長が選任する特別職とすることとしています。</p>

<p>特別市の区には、東京 23 区のように区議会が置かれるのか。</p>	<p>特別市における区は、現在と同様に市の内部組織であり、東京 23 区のように区議会を設置することはありません。</p>
<p>税金はどうなるのか。県民税の分だけ減税されるのか。</p>	<p>特別市になっても、基本的に市民の皆様が納めている地方税の総額は変わりません。現在、県に納めていただいている税金は、特別市に納めていただき、県に代わって市が行政サービスを行っていきます。</p>
<p>国による財政調整はどうなるのか。</p>	<p>特別市について、必要な財源が不足する場合は、国による財政調整として地方交付税が交付されます。 県についても同様に、必要な財源が不足する場合は、国による財政調整として地方交付税が交付されます。</p>
<p>市内の県立施設は、横浜市立の施設になるのか。</p>	<p>特別市移行に当たっては、利用者の皆様に影響がないよう、市内の県立施設の取扱いについて県と協議を行います。人口減少や少子高齢化などの社会経済状況にも適切に対応し、効率的・効果的に行政運営を行う観点も踏まえ、「特別市に移管する」「県と特別市の共同運営とする」「県が運営を継続し、特別市が必要な費用を負担する」など、幅広く総合的な検討を行っていくべきものと考えています。</p>
<p>特別市に移行することで、職員人件費や公共施設の維持費などで経費がかかるのではないのか。</p>	<p>特別市になると、事務量の増加に伴い職員数が増加しても、併せて財源も移譲されることとなります。 県機関・県有施設等の移設に伴う費用負担については、特別市が法制化され、移行に向けた取組の中で県市間で詳細に検討・協議するべき事項であると考えています。</p>
<p>特別市になることで横浜市役所（区役所）の負担が増えるのではないのか。区役所の仕事が自治会町内会に回ってくるのか。</p>	<p>特別市移行に当たっては、県と必要な協議を行い、事務量に見合った体制を整備していきます。 区役所職員の仕事を、自治会町内会に担っていただくことはありません。</p>
<p>特別市制度のデメリットはないのか。</p>	<p>特別市の移行に当たっては、役所間での調整は必要になりますが、市民の皆様の生活に影響するデメリットは、基本的にはないと考えています。 神奈川県は特別市制度の課題や懸念を示していますが、今後制度設計をしていく中で解消できるものであり、県の理解をいただけるよう、丁寧に協議していくことが必要であると考えています。</p>
<p>議員の理解は進んでいるのか。</p>	<p>横浜市会では、「特別市の早期実現を目指す決議」を採択するとともに、国や政党への要望活動を行うなど、特別市の実現を目指して取り組まれているところです。 県議会議員や国会議員の理解をいただくため、引き続き、特別市の法制化の必要性を丁寧に説明してまいります。</p>



<p>法制化をどのように進めるのか。</p>	<p>法制化を実現するには、国や国会での手続が必要となります。議会や他の政令指定都市と連携して、国や政党に対する働きかけを強化することで議論の活発化を促していきます。</p> <p>また、市民の皆様にも、「特別市」の法制化の必要性を引き続き丁寧に説明していきます。</p>
<p>特別市の移行に当たっては住民投票が行われるのか。</p>	<p>横浜市が特別市に移行するかどうかは、市民の皆様の意向を踏まえて決める必要があります。住民投票の実施の有無など、どのような形で進めるかは、法制化の議論の中で決まっていますが、住民投票等で市民の皆様が選択できるようにしていくことが必要と考えています。</p>
<p>神奈川県は特別市についてどういう見解か。</p>	<p>令和4年3月に「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」が公表されました。特別市が実現した場合、県内全域における行政サービスが大幅に低下するなど、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、住民目線から見て特別市を法制化することは妥当でないとしています。</p> <p>横浜市は、県が示している課題・懸念はいずれも解決可能と考えていますが、県の理解をいただけるよう、丁寧に協議していくことが必要であると考えています。</p>
<p>県内の市町村に影響はないのか。</p>	<p>横浜市が特別市に移行することで、県は特別市以外の市町村の支援に注力できることになるので、県内の市町村にとってもプラスの影響がある仕組みであると考えています。</p>
<p>諸外国には特別市のような大都市制度はあるのか</p>	<p>諸外国の多くは、特別市のような大都市制度があります。例えば、アメリカのニューヨーク市、フランスのパリ市、ドイツのハンブルク市、カナダのトロント市などがあります。</p>
<p>他の政令指定都市も特別市を目指しているのか。</p>	<p>全国に20ある政令指定都市は、「現行の指定都市制度」「いわゆる都構想」「特別市制度」の中から、地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できることが必要であると考えています。そのため、法制化されていない特別市の選択肢をつくることを目指し、20市が連携して国へ働きかけるなど一丸となって取り組んでいます。</p> <p>特別市に移行するかどうかは、法制化後に各市が判断することになります。</p>
<p>いわゆる大阪都構想と特別市制度はどう違うのか。</p>	<p>いわゆる大阪都構想は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、指定都市である大阪市を廃止し、広域自治体である「大阪都」と、基礎自治体である複数の特別区に再編するものです。</p> <p>手法は特別市と違いますが、指定都市制度が抱える二重行政を解消するという目的は同じです。</p>

### 【参考 1】横浜特別市大綱

横浜市が目指す特別市の制度骨子等については、横浜市会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」にまとめています。詳細については、横浜市のウェブページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/daitoshi.html#91F70>



### 【参考 2】行政区と特別区の違い

	行政区	特別区
実例	横浜市の 18 区	東京都の 23 区
位置付け	政令指定都市の内部組織	特別地方公共団体 (独立した基礎自治体)
法人格	なし	あり
区長	身分：一般職 選任：市長が職員から任命	身分：特別職 選任：公選（区民が選挙で決める）
議会	なし	あり

始めてみませんか？  
一歩進んだ  
犬のお散歩マナー

観て納得！お散歩マナーを動画でチェック



 お散歩は運動のため

排せつを自宅で済ませるともっと散歩を楽しめる！



全体版

 お散歩で排せつしてしまったときは

ふんの持ち帰りはもちろん、尿はペットシートなどで  
吸い取り、臭いも残さない！



ダイジェスト版

## 自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

### 1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

### 3 リーフレットの概要

#### (1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどこ？」

#### (2) 仕様、デザイン

大きさ：A4 三つ折り

下記写真のとおり



### 4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。)

自治会町内会の人たちは  
こんな町にしたいと  
思っているよ

- ・困っている人がいたら  
助けてあげる町
- ・犯罪はんざいが起きない町
- ・地震じしんや台風たいふうの時は  
助け合える町



自治会町内会に  
加入したほう  
がいいの？

自治会町内会の活動に参加すれば  
地域の人とつながりができるよ。  
だから近所で助け合える人や  
知り合いをつくるには、加入して  
おくといいよ。

いってらっしゃい

おはよう  
ございます！



自治会町内会へ加入をお考えの方は、  
お住まいの区の区役所地域振興課へ  
お問い合わせください。

横浜市 自治会 加入を考える 検索



シール付き

自治会町内会  
は  
どんなところ？



横浜市町内会連合会

じ ち かい ちょう ない かい  
**自治会町内会は、**  
**例えばこんな活動をしているよ**  
 シールを使って完成しよう。

**見守り活動**



気をつけて  
 いってらっしゃい



**おまつり・運動会**



じ ち かい ちょう ない かい  
**自治会町内会**  
 ってな～に？

今住んでいるところの人が集まって作る  
 グループだよ。自分たちの町を住みやす  
 くするためにいろんな活動をしているよ。

じ しん  
**地震がきた時のために**

ぼう さい くん れん  
 防災訓練に向けて  
 の話し合い



ひ じょう しょく  
 非常食の用意





自治会町内会活動シール